

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、昭和〇年〇月〇日から昭和〇年〇月〇日までAに所在したB会社（以下「会社」という。）C（以下「事業場」という。）において、坑夫として坑内作業に従事し、その後は平成〇年頃まで製鉄所内で溶接作業等に従事していたという。
- 2 被災者は、平成〇年〇月頃、咳と痰がひどくなったとして、同月〇日、D病院に受診し「肺気腫」等と診断され、その後複数の医療機関において療養を継続していたが、同年〇月〇日死亡した。死亡診断書には、直接死因「呼吸不全」、呼吸不全の原因「じん肺」、死因の種類「病死及び自然死」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡はじん肺を原因とし業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人は、被災者は20年以上粉じん作業に従事したことにより、じん肺を発症し、そのじん肺の増悪が原因となって死亡したものである旨主張していることから、以下検討する。

(2) 被災者の職歴については、被保険者記録照会回答票及び在職（職歴）証明書により、昭和○年○月○日から昭和○年○月○日までは事業場において坑内作業に従事していたことが認められるところであり、その後の職歴の詳細は不明なもの、少なくとも24年間余りにわたり、粉じん作業に従事していたものと認められる。

(3) しかしながら、被災者は生前じん肺法（昭和35年法律第30号）によるじん肺管理区分の決定を受けておらず、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「平成○年○月○日撮影のX線写真及び平成○年○月○日撮影のCT画像から、明らかなじん肺に伴う陰影は認められず、じん肺所見はないものと判断される。」と述べている。

この点、当審査会において、改めて被災者のX線写真及びCT画像を精査したが、じん肺所見を認めることはできなかつたところであり、当審査会としても、被災者がじん肺を発症していたと認めることはできないものと判断する。

また、被災者の死因について、E医師は、「じん肺以外の他の原因により突発性間質性肺炎を増悪させ死亡したものと考えられる。」と述べており、当審査会としても、被災者のCT画像から、被災者は突発性間質性肺炎を発症し、その増悪により死亡したものと判断する。

(4) したがって、被災者の死亡はじん肺を原因とするものではなく、業務上の事由によるものと認めることはできない。

##### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却することとして、主文のとおり裁決する。